

京都市告示第 37 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 1 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書について、次のように定め、告示します。

平成 28 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

表の (ア) 欄の場合、同表の (イ) 欄に定める図書とする。

(ア)	(イ)
京都市都市計画関係手数料条例別表第 9(1)の項の A の欄の適用を受ける場合	法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することについて確認することができる書類として市長が定めるもの及び当該書類の取得に際し、当該審査を行った者に提出された添付図書（当該審査を行った者による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）
京都市都市計画関係手数料条例別表第 9(2)の項の A の欄の適用を受ける場合	建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて確認することができる書類として市長が定めるもの及び当該書類の取得に際し、当該審査又は評価（以下「審査等」という。）を行った者に提出された添付図書（当該審査等を行った者による審査等を終えた旨が確認できるものに限る。）

(都市計画局建築指導部建築審査課)